

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社 Bloom Act 茨城県つくば市竹園一丁目6番地1
工事等の名称	松戸市オンライン相談システムサービス利用
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	使用料及び賃借料
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	2, 230, 800円
工事等の概要	松戸市オンライン相談システムサービス
随意契約の理由	本件は、『市民からの相談』について、従来の来庁時と同等の品質を確保しながら、オンラインにより市民のパソコンやスマホなどで予約から相談まで一気通貫で行えるシステム（以下、本システム）を利用するものである。 本システムは、徹底したセキュリティ対策を講じたシステム及びデータセンターを活用することにより、個人情報を含む市民からの相談についても対応し、市民サービスの大幅な向上と、職員の業務の効率化や標準化などの抜本改善を合わせて行うことを目標としており、事業者の選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。 1 市民が所有するスマートフォンやパソコン、タブレット等から専用のアプリをダウンロードせずに利用できる 2 市民は予め設定された予約枠から予約し、職員は部署ごとに予約枠の作成や管理ができる

	3 市民と相談を受ける部署の他、相談する市民をサポートする家族や関連する部署など、複数人による通話が可能 4 オンライン相談の画面上で、資料や画面を共有することができる 5 相談等の記録作成に係る作業を効率化するため、録音・録画ができ、自動的に議事録作成を行う機能がある 6 市民と職員が相談を行う際の通信はエンドツーエンドで暗号化され、システム提供者を含む第 3 者からのアクセスができないこと 7 職員のシステムログイン時には、ID、パスワードによる認証のほか、登録したアドレスに届く認証コードを入力する 2 段階による認証方式であること 株式会社 Bloom Act については、以上の条件を充たすとともに、令和 5 年 12 月から本システムを導入及び運用しており、利用開始以来から大きなトラブルもなく、安定した稼働状況であるため、引き続き、職員の使用感を大きく変更することなく、市民サービス及び業務効率化を維持したまま利用が可能である。他のシステムを選定した場合、環境の再構築や現在設定している予約フォームの再登録に加え、新たなシステム利用に関する研修の実施・受講等、職員の負担が増加することから、当該事業者が最も適当な業者であると言える。 従って、「松戸市オンライン相談システムサービス利用」に係る性質及び目的が、競争入札に適しないものと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、当該事業者を契約相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。 また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積を徴するものとする。
--	---